

令和6年度高齢者肺炎球菌予防接種事業の対象者変更等について

1 高齢者肺炎球菌予防接種事業の対象者変更について

- ・国では、高齢者に対する肺炎球菌ワクチンについて、平成26年度に定期接種に位置付け、接種の対象者を「65歳の高齢者」として実施しつつ、それ以上の世代にも接種機会を提供する目的で、経過措置を設け、令和5年度は過去に一度も高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがない「当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方」を対象としてきた。
- ・2回の経過措置（10年間）を通じた接種機会の提供の状況等を踏まえ、国では対象者に係る経過措置を予定通り令和5年度で終了することとした。

2 主な変更内容

区分	令和5年度	令和6年度
接種対象者	過去に一度も高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがない次の方 <u>①当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方</u> ※令和5年7月1日に65歳になる方が、令和5年5月1日に定期接種を受けることは可能 ②60歳以上65歳未満で、心臓・じん臓・呼吸器の機能等に重い障がいのある方	過去に一度も高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがない次の方 <u>①接種日の年齢が65歳の方</u> ※令和6年7月1日に65歳になる方が、令和6年5月1日に定期接種を受けることはできない ②60歳以上65歳未満で、心臓・じん臓・呼吸器の機能等に重い障がいのある方
予診票の送付時期	対象者へ4月末に一斉発送	<u>対象者へ65歳経過後に月3回に分けて発送</u>
生活保護世帯及び非課税世帯の確認方法	①事前申請による無料となる予診票の発行 ②生活保護世帯であることが確認できる書類	①事前申請による無料となる予診票の発行 ②生活保護世帯であることが確認できる書類 <u>③介護保険料段階が第1～3段階までであることを確認できる書類</u> <u>④介護保険負担限度額認定証</u>